

# ペットを飼うときに気をつけたいポイント

最近では、公園はもちろんのこと、外出時にペットを連れて歩いている人をよく目にします。スーパーや量販店においてもペットコーナーはたくさんの人ばかり、市場の拡大とともに消費者トラブルも急増しています。ペットを飼う前に「飼うためのきまり」を知ることがトラブルを防ぐための大切なポイントといえます。

## ペットは登録店で

ペットの販売を行なう業者は、所在地の知事または、政令市長の登録が必要です。インターネットでの販売や移動販売でも同様です。登録業者であることがわかるように、広告に、氏名・登録番号の記載や店舗内に標識を掲示することが義務づけられています。登録店であることを確認しましょう。

生年月日は〇月  
〇日です。飼いは…  
標識  
登録番号



## 事前説明を良く聞きましょう

※ 事前に説明が必要な18項目  
「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」第8条  
<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18F18001000001.html>

ペットの販売業者は、販売する前にそのペットについての特性、病歴や予防注射の接種状況、飼養に必要な施設や給餌方法などについて事前説明をすることを義務づけられています。購入する前には説明をよく聞き、疑問点もその場でよく確認しましょう。

## 犬の場合は登録をしましょう

犬を飼い始めたら、犬の登録をし、その際に交付される鑑札を装着しましょう。鑑札をつけていれば、万が一犬が迷子になった場合も飼い主の元に戻る可能性が高くなります。

■問い合わせ先 各市町村へ

## よくある事例

Q. ペットショップで生後60日のバグを購入して帰ったら、その日の夜から調子が悪くなった。病院で診てもらったら感染症と診断された。責任はとってもらえるか？

A. 病名や感染の時期を特定するために診断書を書いてもらいましょう。ペットショップの責任が明確であれば病気の治療費を請求できると考えられます。また、病気が重い場合には、話し合いによって交換や解約を求めることとなります。原則契約内容に拘束されますが、一方的に消費者に不利な条項は無効とされます。

## ペットとの別れ

ペットの葬儀を動物霊園（ペット霊園）に依頼するケースが増えています。しかし、現時点では法律的な規制はなく、契約の際には注意が必要です。

なお、各市町村によっては、動物管理センター等で火葬してくれる場合がありますので、詳細は市町村へお問合せしてください。

### 《確認事項》

- ①火葬のみか、火葬・葬儀から埋葬まで行なうか等。（サービス内容）
- ②火葬はペットの大きさや個別か合同かによつての料金が異なります。（料金の確認）
- ③埋葬まで依頼する場合には維持費等についても確認が必要です。

